

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月18日
【会社名】	日発販売株式会社
【英訳名】	NHK SALES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 哲夫
【本店の所在の場所】	東京都江東区枝川二丁目13番1号
【電話番号】	(03)5690-3001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員企画本部長 菅原 嗣高
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区枝川二丁目13番1号
【電話番号】	(03)5690-3001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員企画本部長 菅原 嗣高
【縦覧に供する場所】	日発販売株式会社関東支店 (さいたま市北区吉野町二丁目21番15号) 日発販売株式会社東海支店 (名古屋市熱田区桜田町16番9号) 日発販売株式会社関西支店 (大阪府豊中市二葉町一丁目1番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成23年11月18日開催の取締役会において、日本発条株式会社（以下、「日本発条」といいます。）を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 日本発条株式会社
- ・ 本店所在地 神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
- ・ 代表者の氏名 代表取締役社長 玉村 和己
- ・ 資本金の額 17,009百万円（平成23年3月31日現在）
- ・ 純資産の額 （連結）153,744百万円（平成23年3月31日現在）
（単体）92,650百万円（平成23年3月31日現在）
- ・ 総資産の額 （連結）356,048百万円（平成23年3月31日現在）
（単体）231,466百万円（平成23年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	440,908	404,143	456,198
営業利益（百万円）	10,459	18,785	32,757
経常利益（百万円）	12,925	17,631	33,407
当期純利益（百万円）	5,262	10,290	19,420

（単体）

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	239,193	233,848	246,745
営業利益（百万円）	220	8,243	10,958
経常利益（百万円）	4,794	8,521	11,961
当期純利益（百万円）	2,606	4,898	6,986

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年9月30日現在）

- ・ 三菱UFJ信託銀行退職給付信託大同特殊鋼口共同受託者
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 12.66%
- ・ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.91%
- ・ 双日株式会社 4.65%
- ・ 株式会社メタルワン 4.56%
- ・ 日本発条株式会社 4.04%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成23年9月30日現在）

- ・ 資本関係 日本発条は、当社の発行済株式数51.24%（11,682,000株、間接保有分を含む）の株式を保有しており、親会社であります。
- ・ 人的関係 日本発条の取締役1名が当社の取締役を、日本発条の取締役1名が当社の社外監査役を兼任しております。

・取引関係 当社は日本発条より取扱商品の一部の仕入れ等を行っております。

(2) 本株式交換の目的及び概要

日本発条は、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

日本発条は、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様からNo. 1と評価される日本発条グループを目指すための基盤づくりを行う3ヵ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下で日本発条及び日本発条グループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐり、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。日本発条グループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

当社は、「新たな価値を創造するとともに社会的責任を果たし、人々の期待と信頼に応える」を経営の基本方針に掲げ、オートパーツ、プレジジョンパーツ、IT、産業システムと幅広い事業展開を行っております。各事業では日本発条グループの強み・特徴を活かした営業活動やグループ各社との連携強化を図ると共に、当社独自の付加価値商品・サービスを展開することで、グループ全体としての企業価値向上を目指しておりますが、日本国内においては人口減少や高齢化・若年層の車離れに起因する自動車保有台数の減少や電気自動車の台頭による自動車部品構成の変化が予想されております。一方、中国を中心とした新興国の経済発展は今後も継続することが見込まれており、自動車生産拠点の更なる海外シフトも予想されております。

このような状況下、当社では「環境」と「海外」を経営のキーワードに成長戦略を立案しており、より効率的な国内事業再構築や海外事業部を中心とした海外事業強化等の具体的アクションを行ってまいりました。今後は、これまでの成長戦略を更にスピーディーに具現化させると共に、商品開発や品質保証の更なる強化、日本発条グループ各社とのより一層の連携が必要不可欠であると考えております。

日本発条は日本発条グループ各社の状況を踏まえ、日本発条が掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、日本発条グループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、日本発条グループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定のさらなる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、日本発条グループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、日本発条による当社の完全子会社化の合意に至りました。これまで、当社は日本発条の連結子会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、当社の持つ商社としての販売及び仕入れのネットワークを有効活用する事による、日本発条グループ全体の売上の拡大及び購入品コストの削減等のグループ力向上や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとした日本発条グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

日本発条は、既に当社の発行済株式数の51.24%（間接保有分を含む）を保有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、日本発条は、野村證券から、本株式交換比率が日本発条にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得していません。

一方、当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるSMB C日興証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本発条との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、SMB C日興証券から、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得していません。

さらに、日本発条は、リーガル・アドバイザーとして、弁護士法人松尾総合法律事務所を、当社は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

本株式交換契約締結については、本日開催の当社の取締役会（取締役7名（うち社外取締役1名）中出席取締役6名、監査役3名（うち社外監査役2名）中出席監査役2名）において、出席取締役全員の賛同を得て決議し、出席監査役全員は、当社が日本発条との間で本株式交換契約を締結することに善管注意義務・忠実義務に違反する事実は認められず、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である玉村和己は日本発条の代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において日本発条

との本株式交換の協議・交渉には参加しておりません。当社の社外監査役である山口努は日本発条の代表取締役を兼任しているため、同様の観点から本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておりません。

また、当社の社外監査役であり独立役員である村川正記は、本株式交換契約締結に係る本日開催の当社の取締役会の審議に参加し、本株式交換は、当社及び日本発条の企業価値の向上を図ることを目的として認められること、当社が日本発条の完全子会社となる手続きとして株式交換を選択することについて相当性が認められること、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として合理的かつ相当な措置がとられており、交渉過程において公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による算定結果(DCF法)の範囲内で株式交換比率を決定しており、その結果として決定された本株式交換における株式交換比率には、当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付加されており、当社株主に対して日本発条株式を継続して保有することによる日本発条グループの企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも保証するものであると認められること、また対価の公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと等の各観点から総合的に検討した結果、本株式交換により当社が日本発条の完全子会社となる手続きを行うことが、当社の少数株主の利益保護という点においても問題がないと判断する旨の意見を述べております。

本株式交換により、その効力発生日(平成24年4月1日)をもって、当社は日本発条の完全子会社となり、当社株式は平成24年3月28日付で上場廃止(最終売買日は平成24年3月27日)となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証第2部において取引することができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様には割当てられる日本発条株式は東証第1部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所市場での取引が可能であることから、当社株式を264株以上保有し本株式交換により日本発条株式の単元株式数である100株以上の日本発条株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、264株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、日本発条株式の単元株式数である100株に満たない日本発条株式が割当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、日本発条に対し、単元未満株式の買増制度及び買取制度をご利用いただくことが可能です。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

日本発条を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については平成24年1月24日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、日本発条については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、平成24年4月1日を効力発生日とする予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、日本発条の普通株式0.38株を割当交付いたします。ただし、日本発条が保有する当社の普通株式11,430,000株については、割当交付を行いません。

株式交換契約の内容

当社が、日本発条との間で平成23年11月18日付けで締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書

日本発条株式会社(以下「甲」という。)及び日発販売株式会社(以下「乙」という。)は、平成23年11月18日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲(株式交換完全親会社)

商号：日本発条株式会社

住所：神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：日発販売株式会社

住所：東京都江東区枝川二丁目13番1号

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（但し、甲を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に0.38を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.38株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。
4. 甲は、本件株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たに株式を発行せず、その保有する自己株式を交付する。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。但し、本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有するすべての自己株式（本件株式交換に関する会社法第785条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却するものとし、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点において、自己株式を一切保有しないものとする。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成24年1月下旬に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続き（株式交換契約承認総会の開催日を含む。）は、本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、剰余金の配当その他その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、許認可若しくは届出（外国法に基づくものも含む。）の要否その他諸般の事情から本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項但書に定める株主総会若しくは乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月18日

甲 神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
日本発條株式会社
代表取締役社長 玉村 和己

乙 東京都江東区枝川二丁目13番1号
日発販売株式会社
代表取締役社長 齋藤 哲夫

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はS M B C日興証券を、日本発条は野村證券を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

S M B C日興証券は、当社及び日本発条のそれぞれについて、市場株価平均法及びD C F法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成23年11月16日を評価基準日として、日本発条については評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の東証第1部における終値の単純平均値、並びに日本発条の平成23年11月10日付「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」の公表の翌営業日である平成23年11月11日から評価基準日までの東証第1部における終値の単純平均値を採用し、当社については評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の東証第2部における終値の単純平均値を採用しました。

日本発条株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29 ~ 0.31
D C F法	0.36 ~ 0.66

野村證券は、日本発条については、日本発条が東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、日本発条には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「D C F法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東証第2部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。

日本発条株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.28 ~ 0.33
類似会社比較法	0.23 ~ 0.37
D C F法	0.25 ~ 0.49

（中略）

算定の経緯

日本発条及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、日本発条及び当社は株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された日本発条及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるS M B C日興証券は、当社及び日本発条の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、日本発条のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び日本発条の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 日本発条株式会社
- ・ 本店所在地 神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
- ・ 代表者の氏名 代表取締役社長 玉村 和己
- ・ 資本金の額 17,009百万円（予定）
- ・ 純資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・ 総資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・ 事業の内容 懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売

以上